

ほけんだより

あしやとくべつしえんがっこう ほけんしつ
芦屋特別支援学校 保健室

かんせんせい いちょうえん りゅうこう かん し ～感染性胃腸炎の流行に関するお知らせ～

メールメイトでもお知らせしましたとおり、本校でインフルエンザとあわせて感染性胃腸炎が流行しています。1/18日現在の欠席の様子は以下となっています。



じどう せいと けっせき じょうきょう 児童・生徒の欠席の状況 1/18 (木) 現在

	おうと げり 嘔吐・下痢 (早退を含む)	インフルエンザ
しょうがくぶ 小学部	4人	7人
ちゅうがくぶ 中学部	0人	2人
こうとうぶ ねんせい 高等部1年生	9人	2人
こうとうぶ ねんせい 高等部2年生	11人	5人
こうとうぶ ねんせい 高等部3年生	6人	0人

☆このような状況をうけて、学校医や保健所等の指示を受け、学校では次のような対策をとりました。

- 児童生徒および職員の健康観察
- 嘔吐・下痢症状のある児童生徒の隔離と経過観察
- 次亜塩素酸ナトリウムを使用し、マニュアルに沿った適切な嘔吐物等の処理
- 1/17 (水) の給食が「おむすび給食」であったため、おにぎりは箸で食べるよう指導するとともに、直接手で食べる可能性の強い「みかん・あじつけのり」は別日にふりかえることにしました。
- 児童生徒帰宅後、職員による校内のいっせい清掃・消毒

☆消毒の方法 = 希釈した塩素系漂白剤を使ってふきとりました！

トイレ→便座、トイレのフタ、水を流すボタンや操作ペダル、水道の蛇口、ながしやながし周囲、ドアノブ、電気のスイッチ等を消毒しました。

教室やろうか→てすり、つくえ、その他よくさわるところを中心に同様に消毒しました。

今後も、しばらくは同様の環境整備をつづけていく予定です。ご心配をおかけして申し訳ありません。



かてい ちゅうい ご家庭で注意していただきたいこと

★ 症状しょうじょうがあるときは・・・3ステップで対応たいおうを！

- ①吐いたら飲むな→ 吐き気が強いあいだ(だいたい)30分～1時間は何ものませない。
- ②まずは水分すいぶんから→ 吐き気が落ち着いてきたら(目安として)4時間水分を少しずつのませる。
最初は5分にティースプーン1杯程度の量から様子を見て量とペースを調整してください。(OS1やアクアライト、ORSといった経口補水液が望ましいようです。)
- ③そして食べ物→ 水分を摂っても嘔吐しなければ、うどん・豆腐・おかゆ・スープ・りんご等のおなかに優しいものを少量ずつ食べて様子を見る。

きをつけていただきたい症状しょうじょう

- 吐き続けて水分がとれない
- おしっこが半日以上でない
- 血便けつべんがでたり、嘔吐物に緑色のものがまざる
- 熱ねつが高い
- 意識いしきがもうろうとしている



だっすいしょうじょう すす 脱水分だつすい症状が進んでいたり、特別な処置とくべつ しょちが必要な可能性ひつよう かのうせいがあります。
しきゅう びょういんじゅしん 至急 病院受診してください。



おうとぶつなど しょりほうほう ★嘔吐物等の処理方法

1. まず処理にあたる人以外の方を遠ざける。
2. 手袋とマスクを着用し、薄めた塩素系漂白剤(500mlペットボトルを用意し、ペットボトルのキャップ2杯の塩素系漂白剤を500ccの水でうすめたもの)で嘔吐物を拭きとる。
3. 嘔吐物を拭きとったタオルやぞうきん等はビニール袋に入れて密閉し、捨てる。

おうと げり じゅしん ばあい とうこうきょかしよ 嘔吐・下痢で受診した場合の登校許可書について

かんせんせい いちやうえん がっこうほけんあんぜんほう
感染性胃腸炎は学校保健安全法により
さだめられただい 3しゆ がっこうかんせんしやう
定められた第3種の学校感染症です。
しゅっせきていしきかん いし きよか
出席停止期間は「医師の許可があるまで」とされています。
かなら いし とうこう とうこう とうこう
必ず、医師にいつから登校できるか相談してください。
そうだん けつか しんだんめい とうこうかのう ひ
相談の結果、診断名と登校可能な日にちを
ほごしや かた きにゆう うえとうこうじ ていしゆつ
保護者の方がご記入の上登校時にご提出ください。
よろしくお願ひします。

登校許可証明書

兵庫県立芦屋特別支援学校長 様

学部（小・中・高） 年 組

児童生徒名 _____

疾病名（病状名） _____

平成 年 月 日 曜日 ～ 平成 年 月 日 曜日

日間 出席停止とし、感染する恐れがなくなりましたので登校可能と認めます。

平成 年 月 日

保護者名

保護者印で大丈夫です。

病院名：

医師名：

印

学校において予防すべき感染症と出席停止期間（学校保健安全法施行規則第18条19条）

*この期間は目安ですので、主治医の指示に従ってください。

	病 名	出 席 停 止 期 間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（SARS） 痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、コレラ、 細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症後5日かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが出たあと5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消えた後2日を経過するまで
	結核	感染のおそれなくなるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで	
第3種	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎（はやりめ）急性出血性結膜炎、その他の感染症（手足口病、伝染性紅斑、溶連菌感染症、感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎など）	医師の許可があるまで

